

令和5年度 神奈川県立愛川ふれあいの村事業計画

指定管理者: 東急コミュニティー・国際自然大学校グループ

1 施設運営の基本的な考え方について

(1) 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方

子どもたちの「生きる力」を育み、新しい時代を切り拓いていくためには、実体験を伴う学びの機会の充実が求められています。自然や人とのふれあいを通じて、子どもたちの自立心、協調性を育む自然体験活動は、ますますその重要性を増すと考え、学校の体験活動に対し職員によるプログラムの支援や相談対応の強化を図ります。

加えて、これまで築き上げてきた教育機関、地域団体、ボランティア等とのネットワークを生かし、児童、生徒、青少年等が自然の中での体験や人との交流を通じて、自立心、協調性等を育む活動を支援します。

利用者の安全や安心の確保を第一に、施設の安全管理体制には万全を期し、質の高い事業の企画、実施と快適な施設環境の維持整備により、心豊かな子どもたちの育成を支援することができるよう、より一層効果的かつ効率的な施設運営に努めます。

(2) 利用機会の平等性の確保

利用承認の権限(行政処分)の重大性を強く認識し、利用基準を定めている「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、厳正かつ公平、公正を旨として取り扱います。

また、学校団体の利用日程の調整においては、担当職員が学校の意向を十分に聴取し、利用日の調整に努めます。

(3) 法令に基づいた施設運営

「地方自治法」「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」等の基本法令のほか、宿泊施設営業に係る「旅館業法」や火災予防、消防設備等について定める「消防法」、食堂営業の衛生保持を定める「食品衛生法」、職員の雇用や就労に関しては「労働関係法令」等を遵守し、適法かつ適正な施設運営に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を神奈川県と協議し、適切に行います。

2 利用者数の目標値

利用者目標数(延べ人数) = 120,695 人

3 施設、設備の維持管理について

(1) 樹木の管理、草刈

- ① 敷地内の樹木の剪定、整枝は、法に準拠した伐木等業務特別教育を受講した職員を中心に、安全に十分留意して、年間を通して計画的に行います。
- ② 強風などによる倒木や枯れ枝の処理については、適宜に実施します。昨今の状況に鑑み特にナラ枯れについては対応に注力します。
- ③ 危険樹木の処理は、専門業者に委託して対応します。その際に発生する木材等は、クラフト体験の材料や施設内通路の土留め等の修理材料として活用するよう努めます。
- ④ 草刈やグラウンド整備については、利用者の活動に支障が生じないよう日々の作業として適宜に実施します。

(2) 施設清掃と美化活動

- ① 職員は施設内点検等の際、必要な清掃作業も行い、環境美化に努めます。
- ② 食堂浴室棟の日常清掃は専門業者により毎日実施します。
- ③ 床面や窓ガラス等の定期清掃については専門業者に委託して実施します。
- ④ 教育施設として、利用者自身が施設利用後の清掃を行うことにより、公共施設を利用する際のマナーや次の利用者への思いやりなどが身につけられるようにします。
- ⑤ 施設内の花壇や管理棟周辺では季節の花を栽培し、心和む環境の整備に努めます。

(3) 保健衛生管理

- ① 浴槽水のレジオネラ菌定期検査と毎日の残留塩素濃度検査を実施します。
- ② 浴室用ボイラー、濾過器系統の定期保守点検を実施します。
- ③ 給水設備や浄化槽設備は、関係諸法規に基づき適正な管理を行います。

- ④ 宿泊棟の寝具については、定期的に熱風乾燥作業を行います。
- ⑤ 害虫駆除のため、宿泊棟や管理棟の消毒作業を定期的実施します。
- ⑥ 政府・県の方針に従い、新型コロナウイルス感染症等への対応を継続します。

(4) 施設、設備の維持修繕

施設、設備のSDGsのため、最優先課題である樹木・植栽管理、建物・設備の営繕のレベルを向上します。

- ① 職員による日常的な巡回で、破損箇所を発見したり利用者から通報があった場合、簡便な修繕については職員が迅速に対処し、利用者の活動に支障が生じないようにします。
- ② 職員による定期的な施設整備日を設け、良好な環境整備に努めます。
- ③ 緊急に修繕が必要な箇所以外については、優先順位を決めて計画的に修繕作業を実施します。
- ④ 将来にわたる愛川ふれあいの村の維持管理のための大規模修繕工事を県と協議の上、実施します。
- ⑤ 近年多発している害獣による施設内への侵入被害に対して、防獣電気柵と捕獲罠を常設しました。今後、不審者対策を含め防犯カメラの活用や増設をし、活動施設の保全維持と安全対策を強化します。

(5) 食堂設備の管理

- ① 清潔で快適な食環境の確保の観点に立ち、利用者アンケートに寄せられた意見や給食委員会の検討結果を踏まえ、常に見直しや改善に努め、安全で明るく楽しい「食育」の場を提供します。
- ② 研修等によりノロウイルスや食中毒に対する職員の衛生管理知識を深めるとともに、食堂業者の適正な衛生管理の徹底に向けて、職員による食堂、厨房等の衛生管理点検を週2回実施し、安全で安心して利用できる施設運営に努めます。
- ③ 第三者である食品衛生検査の専門機関に委託し、食堂や厨房の衛生検査を定期的実施、その結果を衛生環境の向上に生かします。

4 利用承認について

利用承認にあたっては、「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、利用申込書の内容を十分チェックして利用承認の可否を決定し、承認します。

施設での活動に際して他の利用者等に迷惑を及ぼす行為があった場合は、法令、条例、規則等に反したものととして、利用承認の取消し等の必要かつ適切な措置をとることとします。

なお、利用承認や取消し等の重要な行為の決定に関わる事項や、見解の統一を要する利用に関する照会等については、後日の紛争や誤解を避けるため、責任者までの文書による決済を行うこととします。

5 プログラム指導・主催事業等の実施について

(1) プログラムの直接指導の拡大による活動支援の強化

- ① 学校教育の「ねらい」に沿った活動の支援のため、事前の相談から担当職員を配置し活動支援にあたります。学校や団体の要望に応じて、職員がより積極的に活動プログラムに関わる等、直接的な活動支援を拡大します。
- ② 職員が当施設以外の学校や団体の活動場所等に出向いて、自然体験活動の手法や自然観察の実際などを教員や子どもたちに指導する出前指導といった講師派遣を実施します。
- ③ 野外活動に不慣れな家族や小グループ等の利用者を対象に、職員やボランティアによるクラフト教室や星座観察、ウォークラリー等のプログラムを積極的に提供します。
- ④ 近隣施設(神奈川県自然環境保全センター、愛川町郷土資料館、愛川町撚糸組合等)や地元団体(自然観察サークル、野外活動団体、スポーツ団体)等と連携し、自然体験や地域の歴史を学ぶ等の活動プログラムを提供し、幅広い活動支援を図ります。
- ⑤ 愛川ふれあいの村で作成した自然のたよりや自然のスライドショー、生き物図鑑を活用し、自然環境の理解に役立つプログラムを提供します。

(2) 主催事業

愛川ふれあいの村の自然環境や周辺の施設等を十分に生かし、次の主催事業を行います。

① 青少年教育事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	つくってあそぼうキッズキャンプ	外遊びをテーマに道具づくりや野外体験し、外遊びの楽しさを知る (提案書記載の「火おこしマスターキャンプ」の要素を集約)	小学1年～4年	6月10日(土) ～11日(日) 1泊2日	30名
2	あいかわ5DAYSキャンプ	異年齢集団における生活体験、水辺の体験を中心とした様々なチャレンジを通して、子ども達の自己肯定感、社会性を育む。 (提案書記載の「あいかわサマーキャンプ」から名称変更、内容精査の上、「チームでチャレンジハイク」の要素を移植)	小学3年～中学3年	8月6日(日) ～10日(木) 4泊5日	30名
3	テントにとまろうキッズキャンプ	協力と交流が必要なアクティビティを通じて、参加者相互のふれあいを深めるとともに、仲間との協力や信頼感を学ぶ (提案書記載の「はじめてお泊りキャンプ」を対象者別に2事業に分割して開催。)	小学1年～4年	9月23日(土) ～24日(日) 1泊2日	30名
4	あいかわチャレンジキャンプ	野外炊事の機会を複数回設定して、アウトドアスキルを高めるとともに、しなやかな精神力を養う。 (提案書記載の「アドベンチャーキャンプ」の名称変更、内容を移植して開催)	小学5年～中学3年	2月23日(金) ～25日(日) 2泊3日	30名
5	はじめてのおとまりキャンプ	宿泊体験や自然体験、野外炊事などを通じて、自主性と協調性、自己肯定感を養う。 (提案書記載の「はじめてお泊りキャンプ」を対象者別に2事業に分割して開催。)	年中～小学2年	3月23日(土) ～24日(日) 1泊2日	30名

② 生涯学習事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	おやこで！ あいかわ森のようちえん	幼児の自然体験を目的に、親子での日帰りの体験活動を展開し、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする 3回目は、紅葉まつり内で体験会として開催する。	幼児(年中・年長)とその家族	①4月29日(土) ②7月8日(土) ③11月19日(日) 日帰り	各回 40名
2	こどもの！ あいかわ森のようちえん	愛川町を中心とした幼児の自然体験を目的に、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする。(提案書記載の「みそづくり」が目的としていた地域交流・貢献も目的とし、地元で愛される施設づくりの一環として事業化。)	年少～年長	①6月28日(水) ②10月25日(水) ③12月6日(水) ④3月6日(水) 日帰り	各回 10名
3	親子でおとまり！ あいかわ森のようちえん	幼児の自然体験を目的に、親子での宿泊の体験活動を展開し、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする	幼児(年中・年長)とその家族	1月13日(土) ～14日(日) 1泊2日	12組 36名

4	親子 DE アウトドア ～いきものキャンプ	キャンプの経験が少ない親子を中心に、入門編として定番キャンプを体験する。昆虫や星の観察など、自然にふれあうとともに参加者同士のふれあいをはかる。 (提案書記載の「親子でエンジョイ夏休み」の一部と「親子でお泊りテント泊」を合体し「親子DEアウトドアシリーズ」として開催。)	小学生を含む家族	5月27日(土) ～28日(日)	15組 45名
5	親子 DE アウトドア ～登山に挑戦	キャンプの経験が少ない親子を中心に、低山登山を楽しみ、家族・参加者同士のふれあいをはかる。 (提案書記載の「親子でエンジョイ夏休み」の一部と「親子でお泊りテント泊」を合体し「親子DEアウトドアシリーズ」として開催。)	小学生を含む家族	10月15日(日)	12組 36名
6	親子 DE アウトドア ～アウトドアクッキング冬	家族や家族間のふれあいを通じてアウトドアクッキングにチャレンジし、体験活動の魅力を感じるとともに、災害時でも活用できる野外スキルを身につける。 (提案書記載の「親子でダッチオープン」を宿泊から日帰りにして開催)	家族	12月10日(日) 日帰り	40名

③ 地域交流事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	紅葉まつり～アウトドア フェスティバル～	施設の利用促進を目的に、無料施設開放日として開催。模擬店をはじめ、体験、発表、展示ブースを設置。 (提案書記載の「紅葉まつり」を一部名称変更して開催)	希望者	11月19日(日) 日帰り	500名

④ 指導者研修事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	野外活動講習会	学校の宿泊体験や子どもを対象とした野外活動に役立つ、キャンプファイヤー、ゲーム指導等の自然体験活動の基礎知識を学ぶ。また食堂利用もふくめ、村の使い方、シミュレーションを行い、円滑な宿泊学習ができるようにする。	野外活動、自然体験活動指導者、教職員及びそれらを志す方	①5月20日(土) ②8月26日(土) 日帰り	各回 50名
2	キャンプカウンセラー養成講座	自然体験活動に役立つ安全管理や企画のノウハウを実践を通じて学び、安心・安全に活動が運営できる指導者の育成を図る。	野外活動、自然体験活動指導者を志す高校生・大学生	①5月7日(日) ②7月16日(日) ③1月28日(日) 日帰り	各回 20名

(3) 調査研究、支援事業

関係機関や地元団体との連携を強化し、次の調査研究や支援事業を行います。

No.	事業名・活動名	ねらい(主な内容)	対象	実施日	募集人員
1	あいかわ森の楽校	いじめ・不登校・ネット依存等教育問題に対応した体験活動の支援事業として、ふれあいの村を利用する適応指導学級、相談指導学級、児童相談所、行政機関等の活動について、子どもたちが楽しく活動ができるようプログラム開発及び提供を行い、自然体験活動の推進を図る。	適応指導教室・相談指導学級・児童相談所・神奈川県青少年センター等の愛川ふれあいの村利用団体	通年	適宜
2	ボランティア活動等の支援事業	ふれあいの村でのボランティア体験や職場体験等の受入れを引き続き行っていくとともに、子どもたちの体験活動支援として大学生の参加やボランティア公募の周知をさらに充実させる。	中・高校生・大学生 教員・社会人	通年	未定
3	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業①	ファミリー・コミュニケーションの日に合わせて、家族やグループでさまざまな体験活動ができるよう施設開放やプログラム提供を行い、人と人との絆を深め、健全な子どもを育てるための「ファミリー・コミュニケーション運動」の推進に寄与する。(オリエンテーリング、ディスクゴルフ、野外力検定等)	家族・グループ	毎月第1日曜日	未定
4	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業② 「親子 DE クラフト」	ファミリー・コミュニケーション実施日のアクティビティとして、「親子 DE クラフト」を開催し、親子での共通体験や子どもたちの創造力を育む機会を提供する。	家族・グループ	③7月2日(日) ⑤10月1日(日) ⑦3月3日(日)	各回 30名
5	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業③ 「親子 DE たき火」	ファミリー・コミュニケーション実施日のアクティビティとして、「親子 DE たき火」を開催し、昨今活動場所が限られている火を扱う活動の機会を提供する。	家族・グループ	②5月7日(日) ④9月3日(日) ⑥11月5日(日)	各回 30名
6	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業④ 「自然観察会」	ファミリー・コミュニケーション実施日のアクティビティとして、自然観察会を開催し、自然と人との関わりやふれあいを促進し、自然や環境への関心を深める。	家族・グループ	①4月2日(日) ②5月7日(日) ③7月2日(日) ④9月3日(日) ⑤10月1日(日) ⑥11月5日(日) ⑦3月3日(日)	各回 30名

6 職員研修について

所長・事業担当職員はもとより、ボランティアスタッフ、維持管理スタッフ、アルバイト等も含めて、一般的な職員研修および業務別研修を行います。特に救急法やリスクマネジメントに関する研修は定期的を実施します。研修内容については、外部団体で実践している研修等を参考に、独自にアレンジし年間を通して計画的に実施します。

プログラム指導系については、国立青少年施設で行っている指導者研修や全国規模の外部団体の研修にも積極的に参加させるなど、各人の経験、能力、ポテンシャルにあわせて柔軟に対応することで、全職員のモチベーション維持・向上及び恒常的なスキルアップを目指します。

7 管理運営費の効率的な執行

施設の役割や利用者サービス向上に十分配慮しつつ、人件費、光熱水費等、施設運営費用の効率的な執行に努めます。

8 利用者へのサービス提供について

(1) 利用者へのサービス向上に向けた具体的な取組み

① ホスピタリティの充実

ドレスコード、アクションコードを徹底し、利用者にとって気持ちのよい施設運営を心がけます。

② プログラムおよび教材の充実

利用者にとって使いやすい活動プログラム集や、アクティビティシートを毎年刷新し、効果を検証します。

③ 専門職員による相談業務、直接指導の充実

各団体の目的に合ったプログラム・アクティビティを紹介し、必要に応じて相談業務を行います。利用団体を対象に行う利用打合せ会の午前中にはプログラム相談コーナーを設け、利用に際してのプログラム情報を利用者へ提供します。また、要望に応じて職員による直接指導も積極的に行います。

(2) 利用者の意見の把握及び反映の方法

利用団体に適切な支援、助言をするためにも、新たなプログラム開発をするためにも、県民のニーズを的確に把握することは欠かせません。利用者からの直接の感想、希望だけでなく、インターネットなど幅広い層からの要望、苦情にも謙虚に耳を傾け、また職員によるヒヤリハット運動の実践などを通じて、さまざまな情報を全職員で共有し、迅速かつ的確に対応するよう努めます。

9 利用者の個人情報の保護について

運営にあたって利用申込書や宿泊者名簿、ボランティア登録名簿など、個人に係る多くの情報を取り扱っているため、「個人情報保護法」等に基づき、厳しく個人情報の保護に努めます。

10 安全対策について

施設内及び施設周辺の破損箇所等の有無については、日常点検や毎月の定期点検及び荒天時の臨時点検等により確認し、即時の補修や利用者への周知等必要な対応を行います。

また、夜間、警備会社の機械警備を導入し、宿直員との連携による防犯体制に移行、加えて監視カメラを増設。利用者の協力も得ながら、防犯対策に努めるとともに、日頃から警察や消防、医療機関等との連携を深め、不測の事態に備えます。

災害や事故が発生した場合を想定した防災訓練を年に2回実施するとともに、職員には救急法の研修を必ず受講させ、非常の事態に冷静に対応できるスキルを身につけさせます。

さらに、愛川町が指定する地域避難場所の一つとして、地域防災活動へ積極的に参画します。

11 環境への配慮について

施設内の高樹齢立木の更新、間伐材の再利用、節電、節水、廃棄物等の削減他、環境にやさしい運営を心がけるとともに、給食業者等の委託業者にも環境に対する配慮の重要性を説明し、主体的に取り組むよう要請します。

また、調査研究において、子どもたちの環境意識を高めるプログラムを調査し、導入を図れるよう研究します。

12 社会貢献について

人手がなく荒れた森林・竹林の下草刈りや間伐作業、里山の保全活動、登山のための整備等を行います。

また、森林組合やNPO等での里山保全活動で出た間伐材を、野外炊事やキャンプファイヤーの薪として活用し、陸の豊かさを守る社会づくりに貢献する。

13 障がい者等への配慮について

ダイバーシティ尊重の精神に基づき 障がい者への理解を深め、運営、設備、職員の雇用、障がい者雇用に積極的な企業との積極的な取引への努力を継続し続けます。

14 地域との連携について

愛川町役場、県央地域県政総合センターとの良好な連携はもとより、地域住民、企業との連携、交流・連携を一層促進します。

関連事業の一例として、愛川町教育委員会後援「親子 DE クラフト」等、地域住民が参加しやすいイベントを提案し、実施します。

また、愛川町や近隣で開催されている環境系のイベントなどに出店し、施設のPRをするとともに各種団体に働きかけ、施設の活性化や活用方法を考え、連携した事業企画をおこない、新しい顧客層の開拓を進めます。